

特集 高齢者がいつまでも 住み慣れたまちで暮らすために

秩父別町には、高齢者の方が安心して生活できるように、介護・保健・福祉・医療などさまざまな支援・事業所があります。

日常生活に不安を感じる方は積極的に活用していただき、元気な方は定期的に健診を受けるなどして、健康管理と介護予防につとめましょう。

◆相談する

○秩父別町地域包括支援センター（役場住民課内）【運営：秩父別町】

介護や福祉・医療、その他高齢者全般に関する相談窓口となります。
どなたでもお気軽にお越しください。



◆家に来る

○和敬園 指定居宅介護支援事業所【運営：社会福祉法人秩父別昭啓会】

○指定居宅介護支援事業所 幸鐘会【運営：社会福祉法人幸鐘会】

要介護認定を受けた方が在宅介護サービスを利用する際に、ケアマネージャーがケアプラン（介護支援計画）を作成して必要な手続きを行います。

総合事業、要支援1以上の方が対象です。

○秩父別町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所【運営：社会福祉協議会】

ヘルパーが家を訪問して、調理・掃除・洗濯等の家事支援、
入浴介助等の身体介護などを行います。

総合事業、要支援1以上の方が対象です。



◆家から通う

○秩父別町デイサービスセンター【運営：株式会社ポポ】

月～土曜日に、送迎付きで、軽体操、レク、リハビリ、昼食、入浴などを行うところです。
定員は毎日25名で、総合事業、要支援1以上の方が対象です。

○ふれあいいいきき広場（老人福祉センター）【運営：社会福祉協議会】

毎月第3木曜日に開催され、レクや体操をしたり、講話を聞いたりします。
70歳以上の方が対象です。

○まるごと元気運動教室（スポーツセンター）【運営：秩父別町】

毎週水曜日に、体力別に3クラスに分かれ、体力に合わせた運動などを行います。
概ね60歳以上の方が対象です。

○サロン楽笑会（老人福祉センター）【運営：ボランティアグループ楽笑会】

毎週火曜日に開催され、ふまねっと運動やレク、ゲームなどを行います。
子どもから大人までどなたでも参加可能です。

◆元気に働く、仕事を依頼する

○秩父別町社会福祉協議会 高齢者事業団【運営：社会福祉協議会】

概ね 65 歳以上の方が登録して、住民から要望がある仕事を有料で行います。利用する場合は、頼みたい仕事の内容を社会福祉協議会事務局に依頼します。介護認定の有無に関係なく、どなたでも利用できます。



◆住み替え

○高齢者住宅 グループハウスらいふ【運営：秩父別町】

概ね 65 歳以上の一人、または夫婦で暮らせる方が入居できる共同住宅です。平屋、オール電化、バリアフリーの住宅です。(介護施設ではありません)

○高齢者向け公営住宅【運営：秩父別町】

概ね 65 歳以上の方が入居できる住宅です。平屋、バリアフリーなど。(介護施設ではありません)

◆入所施設

○特別養護老人ホーム 和敬園【運営：社会福祉法人秩父別昭啓会】

「入所」して生活全般の介護を受けられる施設です。2～4人部屋で、定員 80 人です。概ね 65 歳以上で、要介護認定 3 以上の方が入所できます。入所とは別に、家にお住まいの方で要支援 1 以上の方は、ショートステイ（短期入所）が利用できます。



○グループホームべにばら【運営：社会福祉法人幸鐘会】

認知症があり、概ね 65 歳以上で、要支援 2 以上の方が入所できます。「入所」して生活全般の介護を受けられる施設です。全室個室で、定員 18 人です。入所以外にも、ショートステイ（短期入所）や、家にお住まいの方で要支援 1 から利用できる認知症デイサービスがあります。

○介護付き有料老人ホーム アットホームサルビア【運営：社会福祉法人幸鐘会】

「入所」して自宅のように生活することも、介護を受けて生活することもできる施設です。個室と 2 人部屋があり、定員 16 人です。概ね 65 歳以上で、介護認定の有無に関係なく入所できます。

◆医療機関

○秩父別町立診療所【運営：秩父別町】

内科は月～金曜日の午前 9 時～午後 5 時（受付は午後 4 時 30 分）まで診療しています。整形外科（札幌三草会クラーク病院から派遣）は、水曜日の午前中に診療しています。

○秩父別町立歯科診療所【運営：秩父別町】

月～金曜日は午前 9 時～午後 6 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 1 時まで（第 2 土曜日は休診）診療しています。



ペットも地域社会の一員です！ 飼育マナーを守りましょう！

ペットの 飼育 マナー

ペットの一生に責任をもって最後まで飼育することは、飼い主の当然の責務です。無責任な飼育は近隣などの苦情やトラブルを招くことになりかねません。ペットを地域の嫌われ者にしないことも、飼い主として大切な愛情のひとつです。

飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できることも多々ありますので、自覚と責任を持って飼うようにしましょう。



犬の飼い主のマナー

- **畜犬登録と狂犬病予防接種は必ず受けましょう**
 - ・法律により、1年に1回必ず飼い犬に狂犬病の予防接種をしなければなりません。
- **放し飼いは絶対にやめましょう**
 - ・どんなに懐いていても、何かの拍子に驚いて逃げてしまう恐れがあります。
- **散歩中のフンは持ち帰るようにしましょう**
 - ・フンの放置は、通行する人や近所にとって大変迷惑になります。
また、オシッコをさせる場所にも気を使いましょう。
- **散歩中は必ずリードをつけ、名札・犬鑑札の装着をしましょう**
 - ・万一迷子になってしまった際、すぐに飼い主のもとに戻れるようにしましょう。

猫の飼い主のマナー

- **室内飼育をしましょう**
 - ・猫を屋外で放し飼いにすると、交通事故や感染症の危険があったり、近所でフン尿をしたり、車に傷をつけたり、畑をあらしたりと周囲に被害や迷惑をかけることがあります。
 - ・猫は特に広い生活空間を必要としないため、上下運動ができる工夫をしてあげれば室内飼育でもストレスを減らすことができます。
- **管理できる数で飼育しましょう**
 - ・多頭飼育により管理が行き届かなくなりますので、不妊・去勢手術を行い数を増やさない工夫をしましょう。
- **野良猫にエサを与えないようにしましょう**
 - ・野良猫にエサを与えることは野良猫による被害が増える恐れがあります。「かわいそう」などの一時的な感情でエサを与えないようにしましょう。



＼ご相談ください／

商工業振興事業をお知らせします

秩父別町では、町内の魅力ある商店づくり、商工業の振興を促し、地域経済基盤の安定を図るため、さまざまな事業を実施しています。

その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

商業振興店舗等建設促進補助金

当初予算額 100 万円

町内の経営者の方、または町内で新たに創業しようとする方で、店舗を新築または増改築する方に補助します。※事業実施前に商工会へご相談ください。

補助対象者

- ・町商工会の会員または会員になることが見込まれる方
- ・店舗の新築等にかかる補助対象経費が 50 万円以上の事業を行う方
- ・完成後 5 年以上継続して町内で経営する意思を持つ方
- ・魅力ある商店づくりを目指した、来客者のための新築等を行う方
- ・当該店舗を固定資産税の課税対象として町に登録しているまたは登録する方など

補助金額

- ・新たに創業しようとする場合は補助対象事業費の 2 分の 1（上限 200 万円）
- ・既に起業している場合は補助対象事業費の 4 分の 1（上限 200 万円）

中小企業保証融資利子補給事業

当初予算額 14 万円

町内の中小企業の方が、企業の維持発展のために要する資金を指定した金融機関から借り入れた場合に、利率 3 % 以内で利子補給をします。※事前に商工会へご相談ください。

事業内容

- ◆運転資金
 - ・300 万円以内の借り入れに対して、5 年間利子を補給します。
 - ・ただし、特に必要と認めた場合は 500 万円以内で、7 年間の利子補給を行います。
- ◆設備資金
 - ・500 万円以内の借り入れに対して、7 年間利子を補給します。
- ◆注意事項
 - ・いずれの資金も借り入れの利率は年 8 % 以内とし、確実な連帯保証人が必要です。

商工業活性化対策交付金

事前にご相談ください

新しい産業の開発と地域振興を図るため、地元の農作物等を利用した特産品開発等の事業にかかる費用や、商店街の活性化事業に関する経費の一部を交付します。

交付対象となる活動

- ・商店街の活性化のための活動
- ・特産品または新製品の開発
- ・新製品開発のための試験、研究または調査など

交付金額

- ・事業に必要な経費の 2 分の 1
- ※ただし、次に掲げる事業に対しては 4 分の 3 を上限とする
- ・観光振興も含めた商工業の活性化が図られる事業
- ・交付対象活動に取り組む団体の発足時における各種研修等事業
- ・その他町長が特に認めた事業



お問い合わせ 役場産業課産業グループ（電話：33-2111 内線 64）
秩父別町商工会（電話：33-2459）

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成30年度の保険料のお支払いと 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 7月に保険料額をお知らせします ■

平成30年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

<p>均等割 【1人あたりの額】 50,205円</p>	+	<p>所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円) × 10.59%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)</p>
---	---	--	---	--

- 1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円になります（前年度57万円）
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。



◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	→ 9割軽減	【年額】 5,020円
33万円	→ 8.5割軽減	【年額】 7,530円
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	→ 5割軽減	【年額】 25,102円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	→ 2割軽減	【年額】 40,164円

※平成30年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

② 所得割の軽減

- ・平成29年度は、一定の所得以下の方については「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から「軽減なし」へ変更となりました。

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ・この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が5割軽減となります。(50,205円→25,102円)

※平成30年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割の軽減割合が「7割」から「5割」へと変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が「9割」もしくは「8.5割」に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

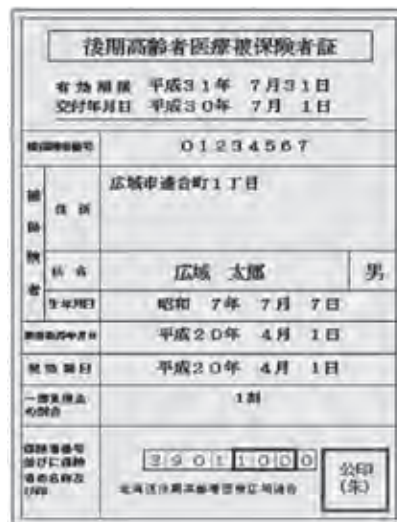
保険証・減額認定証の更新について

■ 保険証が新しくなります ■

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課住民福祉グループまでお申し出ください。

新しい保険証の色は **桃色** です



■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります ■

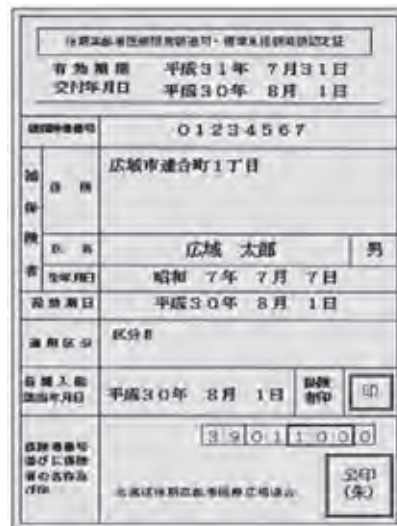
現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民課住民福祉グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象・・・次の区分Ⅰ又はⅡに該当する方

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証の色は **水色** です



新しい保険証等は、7月中に郵送（簡易書留）で交付します。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場 住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線46）



町内の水田で、国の特別天然記念物とされているタンチョウが目撃されました。
北新町内の谷田孝夫さんにより撮影されたつがいとみられる2羽は、翌日には姿を消していました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡ください。
※写真は電子メール送信による提供も可能です
・電話 33-2111（内線34番）
・メール kouhou@chippubetsu.jp



こども園のすみれ組とその保護者が参加する「親子遠足」が行われました。
当日はめえーめえーランドを目指して元気に歩き、到着後園児たちは羊毛を使った貼り絵をして楽しみました。



秩父別小学校グラウンドで運動会が開催されました。ときどき雨も降る天気でしたが、紅白に分かれた児童たちは徒競走や玉入れ、リレーなどに元気いっぱいに取り組み、日ごろの練習の成果を十分に発揮しました。



町内9事業所の25名で構成する技能協会（内田隆文会長）が、屋外遊戯場周辺で奉仕作業を行いました。平成21年に設置された遊具のペンキを塗りなおし、新設の遊具にも負けないほどの鮮やかさになりました。



交流体験農園なつみの里で「田舎の親戚」（吉沢淳代表）と利用者による環境整備が行われました。農園内に花苗を植えたり、冬囲いの取り外しなどを行った後、バーベキューをして交流を深めました。



まちづくり協働隊による清掃活動「わが町クリーン大作戦」がファミリースポーツセンター及び秩父別駅、役場周辺で行われました。ボランティアを合わせ25名の方が参加し、草取り、砂、土の除去作業が行われました。



バラ園「ローズガーデンちっぴべつ」がオープンしました。オープン初日の開花状況は2割程度ですが、これからつるバラやスタンダードローズが色とりどりの花を咲かせ始め、7月上旬に最初の見ごろを迎える予定です。



振興公社と国際交流推進委員会の共催による第3回「ワールドキッチンinちっぴべつ」が加工センターぐるりで開催されました。台湾からの留学生トンさんが講師となり、台湾家庭料理のスーラータンと水餃子づくりを行いました。



秩父別中学校OBの農業者11名が、中学校グラウンド脇に防球ネットを張るための支柱を設置しました。設置作業は自家用の重機などを持ち寄り行われました。



**秩父別ライオンズクラブ
認証50周年を記念して
町と小・中学校に記念品を贈呈**

今年で認証50周年を迎えた秩父別ライオンズクラブ（柴田壹隆会長）が、節目を記念し、記念式典が行われた6月23日に、町と小・中学校に記念品の贈呈が行われました。

町には、7月にオープンする屋外遊戯場キユービックコネクションの周辺に設置する木製のベンチを2基、また、小・中学校には教育環境整備の一環として、教育教材やテレビ・カメラなどが贈られました。

秩父別ライオンズクラブのご好意に深く感謝し、有効に活用させて頂きます。